

令和5年第4回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和5年6月6日（第2日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	吉岡正博	9番	大串武次
2番	岸川信義	10番	吉岡英允
3番	友田香将雄	11番	草場祥則
4番	重富邦夫	12番	井崎好信
5番	中村秀子	13番	内野さよ子
6番	定松弘介	14番	西山清則
7番	前田弘次郎	15番	溝上良夫
8番	溝口誠	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	中村政文
企画財政課長	坂本博樹	総合戦略課長	山口裕一
税務課長	大串恭隆	住民課長	谷川友子
保健福祉課長	木須英喜	長寿社会課長	山下英治
生活環境課長	土井一	農業振興課長	吉村浩
商工観光課長	谷崎孝則	農村整備課長	吉村大樹
建設課長	笠原政浩	会計管理者	久原美穂
学校教育課長	出雲誠	主任指導主事	梅木純一
新しい学校づくり専門監	永石敏	生涯学習課長	矢川靖章
農業委員会事務局長	久原正好		

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	中原賢一
課長補佐	川崎常弘
議事係書記	草場雅子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

10番	吉岡英允	11番	草場祥則
-----	------	-----	------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

1. 友田香将雄議員

1. 住みやすいまちづくりについて
2. 住宅誘導策と公共施設機能の見直しについて

2. 中村秀子議員

1. 特別支援教育の充実について
2. 固定資産税と相続登記について

3. 岸川信義議員

1. 商品券給付事業について
2. 令和5年度の大雨排水対策について

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、吉岡英允議員、草場祥則議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は3名です。

順次発言を許します。友田香将雄議員。

○友田香将雄議員

議員番号3番、友田香将雄でございます。

通告に従い、質問をいたします。

まず、学校内での不測の事態に対する対応策についてです。

2001年6月8日、大阪府池田市の附属池田小学校で発生いたしました無差別殺傷事件を、皆さん、覚えていらっしゃるでしょうか。15名の重軽傷者、そして8名の貴い命が犠牲となった、それこそ言葉にできないほどの壮絶な事件、当時高校生だった私も衝撃を受け大変印象に残っております。この事件をきっかけとして児童の防犯ブザー携帯の強化、心肺蘇生法の受講の強化など、学校現場の安全対策が見直されるきっかけともなりましたが、今月の8日で事件から22年が経過することから、改めて学校現場の安全管理について質問いたします。

要求資料を御覧ください。学校現場における安全管理の手引については県より出されているものを基に白石町内の各小・中学校で運用されておりますが、まずこの手引の運用について答弁をお願いします。

○梅木純一主任指導主事

では、先ほどの資料になりますけれども、資料請求がございましたのでお渡しをしているところです。この資料につきましては教育現場における安全管理の手引というものに示されている資料となりまして、各学校においてはこれをモデルとして連絡体制を作成しているところです。この整備された連絡体制につきましては各学校において職員室または校長室等に掲示をし、不測の対応に備えているところです。

また、安全管理の手引を参考としながら、不審者侵入やアレルギー対応などといった各事例ごとのフローチャートを作成している状況です。また、このフローチャートにつきましては実効性を伴うように、学校においては不審者侵入、火事や水害などの災害についての避難訓練を年間計画の中に位置づけ、警察や消防等との連携をしながら具体的な不審者役等もお願いするなどして、有事に備えてより実際に即した形で訓練を進めている学校もあります。給食アレルギー等についても年間の研修の中に位置づけております。不測の事態に備え、少しでも冷静に命を守る行動ができるよう努めているところです。

○友田香将雄議員

先ほどの答弁にもありましたように、こちらの手引を基に様々な有事の際に備えた訓練等また情報共有等を行われているというふうなことでありました。この手引書にあります例を見ますと、例えば素早い対応、より早く報告、情報共有などの文言がたくさん出ております。また、1ページ目の右上のオレンジ部分におきましてはポイントということで巧遅より拙速と書いてあります。これを見ますと、とにかく危機発生時には何よりもスピードが大事であるということが見てとれるのではないかなというふうに思っております。

そこで、質問なのですが、仮に教室で不測の事態が発生した場合、ここのフローチャートにありますように校長先生であったり職員室に連絡をする必要がありますが、その連絡手段はどのように取られているのでしょうか。

○梅木純一主任指導主事

教室等で起こった場合の対応ということになります。先ほど議員からもありまし

たように、早急に職員室等への連絡体制を取ることが重要であるということで取り組んでいるところです。各学校においてはちょっとまちまちではあるんですけども、インターホン等を活用して真っすぐ職員室まで走らなくても連絡が取れるような形で連絡を行っている状況にあります。

○友田香将雄議員

ありがとうございます。

今答弁にもありましたように、まちまちではあるけどもインターホンみたいなものを利用したりとか、あとそういうものがなければ、場合によっては各教員の先生方の携帯を使われたりとかということも想定されているのかも分かりません。また、そういうのも難しいのであれば、走っていくという物理的な行動を取られてるかというふうに思います。ただ、不審者等の事案のほか、先ほどもありましたように、アレルギー対応または体調不良でAEDが必要なときということも想定される中で緊急性が高い事案も想定されるわけでございます。そういったことから、先ほどありました、インターホンなどのダイレクトに状況が取れる手段の導入というところについては今後どのような見解をお持ちなのでしょうか。お願いします。

○出雲 誠学校教育課長

まず、今学校再編を進めてますが、中学校が令和6年開校ということで、こちらのほうにつきましては現在改修を行っています校舎については各階に2つずつのインターホンを設置しております。それから、技術科棟を解体しまして増築を行っています棟については各階に1つずつのインターホンを設置しています。また、電話機についても、職員室以外に理科室などの特別教室の準備室のほうに設置をしたり、特別支援教室の職員の控室にも設置をするなど、職員室以外に9箇所の電話機を設置している状況です。

それから、小学校につきましても今再編の計画案をつくり、進めているところですが、今後教職員の先生方の意見も聞きながらインターホン等の整備について検討していきたいと思っているところです。

○友田香将雄議員

欲を言えば、各教室に1台ずつついていけばいいものなんだろうけども、財政的な問題等もありますので、適切な運用ができる範囲で設置をしていくってことを考えていくことが必要かなというふうに思っております。先ほどの答弁にもありましたように、今回中学校の統合を行うというところ、あとは今後小学校の再編も見据えているということもありますので、この安全面の確保というところも含めて連絡体制の強化というところについてもしっかり今後のテーマとして持って行っていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

そしたら、次の質問に移ります。

学童保育についてです。

学童保育は、保護者等が就労等により昼間、夜間、家庭にいない等など、小学校に

就学している児童に対し授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業であり、また就労支援施策の側面もあり、大変重要であるというふうに考えております。

そこで、資料を要求しておりますが、土曜日利用実績と延長保育の利用実績を出してもらっております。この資料についてまず説明をお願いいたします。

○木須英喜保健福祉課長

資料要求のほうがあつておりましたので、それに基づきまして説明をいたします。

人数は、延べ人数、平均利用人数ということになっております。土曜日の学童は、令和3年度は746人、令和4年度は487人、平均9.9人の方が利用されております。また、午後6時以降の延長保育については、令和4年度が30分延長を2,955人、それから1時間延長を654人の方が利用をされております。平均で30分延長が12.3人、それから1時間延長が2.7人ということになっております。

以上です。

○友田香将雄議員

先ほど答弁にありましたように、土曜日の利用と延長保育について多くの方が利用されているということが分かります。

そこでまず、この延長保育についてなんですけども、本町では利用時間として平日、長期休業日に関しては18時までが定時、それから30分の延長、18時半を希望する場合は月額500円のプラス、19時まで、7時までの延長を希望する場合は月額1,000円のプラスというふうになっております。また、土曜日については18時までの利用時間で、これについては延長の制度はありません。

本町の利用時間として18時となっていることについて、これは見直す余地があるのではないかとこのように考えております。県内のほかの自治体でも18時半までを定時にしているところも多く、例えば同じ杵島郡内の大町町さんや江北町のほうでも18時半を定時としております。

また、平日と土曜日の受入時間の区切り、末のほうが異なっている状況も見直す必要があるのではないのでしょうか。実際に、例えば平日のほうの勤務時間と土曜日のほうだけ勤務時間が変わるというところの職はそんなに多くないというふうに思っております。通常一般の就労として終了時間は同じと定められてるところも多いかなというふうにあります。先ほどの利用実績でも分かりますように、本町での延長保育はほとんどが30分延長利用というふうになっておりますので、この変更によりほとんどの利用者の負担軽減を図ることができるんじゃないかなというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

また、お盆についても、8月13日から15日までが原則お休みというふうになっておりますが、お盆中も稼働している仕事もある、現に役場は13日から15日は基本的に稼働しているということもあります。そういったこともあることから、個々のニーズについて常に把握をしていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。特に、福祉系やサービス業も含めて、お盆休みというのは交代で休みを取られている

ところもあるわけです。このあたりについて答弁をいただければというふうに思います。

○木須英喜保健福祉課長

まず、現在、町内の放課後児童クラブは小学校ごとに8箇所でおおよそ350人の利用がっております。核家族化や共働き世帯の増加といった社会の変化による保護者からのニーズに応えるために、少子化が進む中でも利用率は年々高くなっておりまして、利用者も増加傾向にあります。平成26年度は205名だった利用人数が、令和5年度は354名と増加をいたしております。町内の小学校就学の約34%の児童が学童保育を利用されているような状況でございます。

平成27年度から小学3年生まで対象範囲であったものを小学6年生まで拡大をし、翌28年度より利用時間が学校終業時から午後6時までであったものを延長利用で最大午後7時まで利用時間の拡大を図り、保護者が利用しやすい環境を整えてきたところです。

また、運動会や授業参観等、学校行事の代休日や夏休みなどの長期休業時、また土曜日においても午前7時40分から午後7時までの長い時間にわたり開所いたしまして、申込み人数により開設場所を決定し運営しております。保護者が安心して働ける環境への支援を行っているところです。

友田議員のほうから提起がありましたお盆期間中の開所につきましては、実際は現在実施しておりません。また、現在、土曜日は午後6時までとなっております。午後7時までの延長も行っていない状況でございます。近隣市町の状況や利用者のニーズ等を把握しながら実施については検討したいというふうに存じますが、一方で児童を見守る支援員の勤務時間帯は通常は学校終業時から午後7時まで、長期休業時等は長時間の開所ということになるため、シフト勤務が不規則になるということでございます。支援員の確保に非常に現在苦慮をしている状況になっております。支援員の対応が実際可能かどうかのところを含めまして検討の余地があるのかなというふうに考えております。町としましては、実情に応じたサービスが提供できる体制づくりを確立した上で、多様化するニーズへの対応を進め、子育てしやすい環境づくりに今後も取り組み、進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○友田香将雄議員

先ほどのお話にもありましたように、お盆についての開所についてはまだまだ議論の余地はあるかなというふうに思っております。実際、近隣市町のほうの状況を見ましても、お盆については閉所している自治体さんのほうが多いかなというふうに私も把握しております。

ただ、先ほども私のほうからも話をさせていただきましたように、定時、18時のところを18時半にするというところに関しては余地があるんじゃないかなというふうに思っております。理由として、先ほどの答弁にもありました、支援員の方々の確保の問題があるってことがあったんですけども、実際今延長保育として支援員の方たちは

在籍していただいているというところもありますので、その話でいえば実際今は確保はできてるので、この定時のところの対応はできるというふうな考えになっていくのかなというふうに思っております。そういったことから、この18時のところを18時半のところに変更、土曜日についても延長がないというところに対しては前向きにぜひ検討をお願いしたいなというふうに思いますが、その点についてもう一回答弁をいただいてもよろしいですか。

○木須英喜保健福祉課長

先ほど友田議員が申されたことに対してですが、我々もその点については、若干30分の延長とかそういったことになってきますので、対応は可能かなというふうには考えております。

ただ、これも私どもの一存でなかなか決められないところもございます。また、白石町はよその市町と比べましてもかなりそういった学童保育云々についてのサービスについては引けを取っていないと、どちらかという先進的な体系ということになっておりますので、我々も全くしないということは考えておりません。今後そういったニーズがある場合には検討していきたいというふうに考えております。

○友田香将雄議員

ぜひ、この点については前向きに御検討いただきたいと思っております。

先ほどの答弁にもありましたように、白石町はそれこそ利用額もほかの自治体さんから比べても大分安いということもありますので、負担としてはかなり低いんじゃないかなというふうに思っております。そういった意味も重々理解した上で、この30分、たった30分と思われるかもしれないですけども、されど30分、子育て世代の特に働かされている方たちからすると、例えば6時に終わってこの30分でどんだけ動けるかってころは大分大きな時間になってきますので、ぜひ御検討のほど引き続きよろしく願いいたします。

また、次の質問に移ります。

町のマイクロバス利用対象の拡大について質問をいたします。

まず最初になんですが、第3次総合戦略の第4章「個性豊かな人と文化を育むまち」には本町の子どもたちを地域、家庭、学校が連携稼働し、郷土愛を育みながら子どもたちの健全育成に取り組んでいくものと書かれていると承知しております。ちなみにここでいう子どもたちというのは、就学期の子どもたちだけではなく未就学の子どもたちも含まれるという解釈でよろしいのでしょうか。

○坂本博樹企画財政課長

子どもたちという、いわゆる定義になるかと思っておりますけども、未就学児を含めて児童、学生そういったところを子どもたちというふうに捉えてよろしいと思っております。

以上です。

○友田香将雄議員

ありがとうございます。

この第4章、ここに学校という文言が出てくるけども、ここは全般的に町内の子どもたちみんなが郷土愛を育んだり、あと自分たちの個性を生かした形での健全育成を図っていくという認識で私のほうも思っているところであります。

それで、質問なんですけど、白石町マイクロバス管理規程の第3条に使用の範囲についての記載があります。ここの5項に公共的団体の活動で行政と関連のある事業及び行事というふうに書かれておりますが、ここの公共的団体とはどのような団体を指しているのでしょうか。答弁をお願いします。

○坂本博樹企画財政課長

公共的団体ということについては法的には明確な規定はございません。

これは国のほうが行政実例という形で国の機関が回答しているものがございますけども、公共的団体とは公共的な活動を営むものであれば法人であるか否かは問わないというところと、これは地方自治法の157条のほうに地方公共団体の長が指揮監督することができるというところに公共的団体等という文言が出てきます。この解釈といたしましては、農業協同組合あるいは森林組合、漁協と、あと商工会議所とかそういった産業経済団体、それと社会福祉協議会、社会福祉団体、そういった福祉団体、それと教育団体としては青年団とか婦人会、スポーツ団体等というふうになつとるところです。具体的に例として挙げられているのが、例えば福祉団体でいえば社会福祉協議会、あるいは遺族会とか民生児童委員協議会、それと老人クラブ連合会とか身体障害者協議会とか、教育部門になりますと体育協会とか体育指導委員会とかそういったものが公共的団体というようなところで行政実例が出てるところでございます。

ただ、公共的団体という取扱いについてはそれぞれの自治体によって捉え方が幾分違ってるかなと思っておりまして、大きく公共的な活動をするというようなところで、例えば児童福祉施設とかそういったところも公共的団体として取扱いをされてる自治体もあるようでございます。

以上です。

○友田香将雄議員

ありがとうございます。

先ほどの答弁にありましたように、普通地方公共団体の長が指揮監督することができるという文言が入っております。このあたりも含めて、本町としては町内の認定こども園さんについてはこの公共的団体の枠組みに入るというふうに位置づけられているのでしょうか、それとも違うのでしょうか。町の考えをお願いいたします。

○坂本博樹企画財政課長

先ほど言いましたように、国の示した行政実例においては具体的に保育園とかそういったこども園とかは具体的な記述はございません。

ただ、先ほど言いましたように、公共的な活動を行っているということを考えれば、

そういった児童福祉施設、認定こども園も児童福祉施設になると思いますけども、そういったところは公共的団体の範疇の中には含めていいのかなというふうに考えております。

以上です。

○友田香将雄議員

少し古い平成13年の資料になるんですけども、地方公共団体が設置する保育所に係る委託についてという資料がありましたので、雇児保第10号と書いてあるので大分古いんですけども、その中の文言に保育所の運營業務の委託先主体は公共団体（一部組合等）または公共的団体（社会福祉法人、農業協同組合、生活協同組合等）というふうにあるんです。現在の町内の認定こども園さんのところに関しては社会福祉法人さんが中心だというふうに思っております。こういった意味合いを考えると、公共的団体の中に今の現在の認定保育園さんのほうは含まれるんじゃないかなというふうに私としても考えているところです。

実際、ほかの町の自治体の公共的団体というところの位置づけについて公表されてるところを確認しますと、兵庫県の川西市のほうに関しては公共的団体について、もちろん教育関係とかというところの各種法令に基づく機関というところに児童福祉法に規定する児童福祉施設（保育所等）というふうに書いてあるので、ここに確認いたしましたら認定こども園さんのほうも含まれるというふうに話がありました。そういったことから、私も公共的団体のところに関しては認定こども園さんのほうは含まれるんじゃないかなというふうに思っております。

何で私がこれを質問しましたかというのと、現在、認定こども園の子どもたちが町内の様々な場所で活動するとき、例えば町内の観光地を見て回るとか、あとは芋掘り体験とかをしたいという場合に、今まで町営であった場合は町からバスが出てたんですけども、それが完全に民間に委託になったことによって民間が自分たちの保育園で準備しなさいというふうになっております。実際、そういったことで準備をする場合は、バスの料金というところに関してはもちろん保護者負担のほうにフィードバックするわけでありまして。単純な旅行とかというところに関してはなかなか制限がかかってくるんじゃないかなというふうにはもちろん思うんですけども、先ほどもありましたように、マイクロバス管理規程の第5項に公共的団体の活動で行政と関連のある事業及び行事というふうにあります。そのことから、先ほどもありました、町内の郷土愛を育むとか、要はいろんな形で健全育成を基にしたいろんな体験活動をするというところに関してはこのマイクロバス規程については使えるんじゃないかなというふうに思うんですが、今現在としてはなかなか使うことはできないというふうな判断になっているということで聞いております。

早急に町内の認定こども園ができるようにこれはしていく必要があるじゃないかというふうに思いますので、ここは強く求めたいというふうに思っております。このあたりについて所見を伺えればというふうに思います。

○坂本博樹企画財政課長

認定こども園のほうがそういった活動をするに当たってマイクロバスを使えないかということでございますけども、先ほど来ありますように、公共的団体の中にはそういった保育施設も含まれるものと認識はいたしております。

ただ、現状として、現在私立保育園の中ではそれぞれの特色を生かした保育園運営がまずされているということ、それと私立保育園でございますので、認定こども園もしかりでございますけども、園児数等に基づいて公定価格に基づいて各園に運営費ということで国、県そして町が運営費委託料なり負担金という形で運営のための交付をいたしてるところでございますので、各園のまさに町の、町といいますか、子どもたちのそういった見聞を広めるための園の活動としてされていることイコール町の子どもの健やかな健康を育むということにもつながるわけではございますけども、それぞれ園が特色ある活動をされてるという中で、そこについては運営費を、先ほど言いましたように委託をしておりますので、運営費の交付をいたしておりますので、そういった中で取り組みをしていただければというふうに思っているところでございます。以上です。

○友田香将雄議員

その答弁なんですけども、私としてはちょっと違うんじゃないかなというふうに思っております。

なぜかと申しますと、管理規程の中に、そこで問題がない、そこで使える形になっているというところに対して、そういった形で個別の事案があるのでそこは使えませんという判断はちょっと私はいかがかなというふうに思います。もっと言えば、ほかの自治体でいえば、PTAとかもこの公共的団体に入ります。もちろん、保護者会も公共的団体に入ります。先ほどの議論であれば、保育園の保護者会のほうで借りたいとした場合はじゃあ貸し出せるんですかって話になってくるので、そこは整合性を取るためにはしっかりとそこの道筋を一定に明らかにする必要があるんじゃないかなというふうに思います。また、実際ほかの自治体のほうでは保育園の活動については社会福祉協議会さんのほうでマイクロバスの貸出しを行っているとかという自治体もあります。

そういったところで、子どもたちの活動、要はいろんな体験に関しては、もちろん先ほどおっしゃられたように国の規定に対して、いや補助を出してるからって話になるんですけども、そこはひとつ飛び越えて、いろんな形で体験できる形の要は仕組みをつくっていただく必要があるんじゃないかなと思いますし、逆にその話でいけば、子どもたちがこんな形で活動したいけども費用がかかりますというときに、保護者さんたちが毎回毎回バスの負担が厳しいですって話になったときに、子どもたちの体験の機会を逃してしまうということにもつながりかねないというふうに思っております。もちろん、町のマイクロバスのほうがほかに利用が決まっているのであればもちろんそうなんですけども、今現在マイクロバスのほうの利用がないときに使いたいという要望も出てるというところもありますので、そのときに関しては町の財産として有効活用するというのは私は一つの手かなというふうに思うんですが、そのあたりについていかがですか。

○坂本博樹企画財政課長

保育園に限らず町内にいろいろな公共的団体がございます。それで、例えば町全体の連合会といいますか、親といいますか、そういった中で各地域にもそれぞれ支部というのがあろうかと思えます。それで、先ほど、使用の範囲を一応6項目設けておりますけども、例えば全町的に使用した場合に対応できないと認められる場合についてはちょっと使用を遠慮していただくというか、結局どこのところからも借用が出るとどうしても対応ができない場合も出てきますので、ある一定のルールをつくらせていただいているところです。

先ほど、園の借用につきましても、町として各園にそういった、当然保育園自体は子育て支援の事業、事業といいますか、そういったものでございますので、町として、例えば先ほど議員がおっしゃったように町の観光を、見聞を広めてほしいとか、そういったところに対して移動手段がなければ町のマイクロもお貸しできますよとかそういった対応をすると、するとといいますか、各園においては認定こども園に限らず実際マイクロバスを園でお持ちの園もございます。

そういうことで、先ほど空いてる期間だけでもというような話でございますけども、そういったところで全てがそういった、うちうちもとかというところになった場合には、それと当然町自体が使うところの行事も入っておりますので、まずは先ほどの繰り返しになりますけども、各園において特色ある運営をしていくためにそれぞれの運営費というのが子どもたちの児童数に応じて委託料の支払い、交付をしておりますので、まずはそちらで対応をしていただければというふうに考えております。

以上です。

○友田香将雄議員

先ほどの答弁の中で、町内でも例えば支部とかいろんなところから募集があった場合に全町的に対応できない場合はお断りするという話があったんですけども、実際、町内でも特定の団体さん、それに関連する同じような団体が町内にたくさんあるところも今実際使われてる実績があるわけでありまして。先ほどの理論でいったら、そういうところも、言い方が適切か適切じゃないか分からないですけども、福富支部、白石支部、有明支部みたいなところで使われている実績もあります。

先ほどの答弁の話からいうと、そういったところは集中して問合せがあった場合は対応できないから使うことはできませんという理論になってしまうので、先ほどの話は逆に言うたら集中して募集が来ない形で段取りすればいいだけの話でありますので、こっちのほうはいろんな支部があるけどもそっちのほうでは扱ってるけども、保育園に関してはそこは集中した場合に対応できないから使えませんというのはちょっと理屈としては私はどうかなというふうに思っております。

ただ、ここで使えるように今認めてくださいというわけじゃなくて、ただ先ほどの答弁で言うていただきましたように、公共的団体、要は公共的意味合いを持つというところが認定こども園さんの役割の一つでもあるということ今答弁をいただいたので、ということであれば、やっぱりそこに対する支援というところが、一番冒頭にも

お話ししました、総合計画の第4条のところに適用してきますように、要は郷土愛を育むとか、健全育成を図るといふところの意味合いからするとすごく効果的なことじゃないかなというふうに思っております。このあたりについては今現在としてはそういった答弁になると思いますけども、管理規程の中に公共的団体のところは使えるよって話になってるので、そこに対しては柔軟な考え方というのを今後ぜひお願いしたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

ちょっと時間がないので、次に行かせてもらいます。

高齢者のコミュニティタクシーの利用促進策について質問いたします。

町内でのコミュニティタクシー、予約制いこカーとか定時定路線いこカーのほうについては白石町地域公共交通会議の中でも利用率の向上についてテーマとして上がっております。また、高齢者の免許返納における支援策についても、以前より議会で取り上げるなど議論が行われてきたというふうに承知しております。

そのことからの質問ですが、高齢者の免許返納に対する支援策として定時定路線いこカーの減免のやっぱり改めて検討が必要じゃないかというふうに考えておりますが、答弁をお願いします。

○山口裕一総合戦略課長

高齢者のコミュニティタクシー利用促進についての御質問でございますけれども、現状から申しますと令和4年度の定時定路線いこカーの利用客数が5,973人ございまして、乗車率は1便当たり1.02人、年齢層は、全てを把握することはできませんけれども、一般と学生については一般58.5%、中高生3.2%、小学生38.3%でございます。利用者の目的につきましては、通学利用者が一番多く41.5%、次いで病院利用者24%、買物利用者17.8%、通勤利用者0.3%、その他16.4%という結果でございまして、ここ近年では若干コロナ禍の影響もございまして利用者がやや減少しているという状況でございます。

御質問の件でございますけれども、高齢者の利用促進策、ここ近年の現状といたしましては、町のほうからもまちづくり出前講座を活用した利用促進ですとか、昨年度の事業でございました、今年1月から2月に実施いたしました、県とコラボいたしましたしろいしいこカーまるっとフリーDAYでの運賃無料による利用促進、また今年4月からは定時定路線いこカーにつきましては県からの支援も受けまして利用料金の値下げを実施しておるところで、そういったところで全体的なところでの支援策ということで考えて、政策を展開しているところでございます。

以上でございます。

○友田香将雄議員

高齢者の方々の事故が多いということで、自主返納については最近機運が少しずつ上がってきたんじゃないかなというふうに思っております。もちろん、町内では車がないとなかなか移動手段が厳しいということはあるので、そのあたりについてはしっかりと対応をしていく必要はあるんじゃないかなというふうに思うんですけども、ただいずれにしろ免許返納をされた方に対して、返納したら大変でしたということで、

そこでお困りになられるというところは避けるべきじゃないかなというふうに思っておりますので、実際免許返納をされた方に対して移動手段を確保するというところに関しては引き続き力を入れていただきたいというふうに思います。よろしく願います。

もう一つです。同じく高齢者の方々に対する支援なんですけども、行方不明対策について質問をいたします。

高齢者の方が行方不明になられてる事案が毎年発生しており、これは全国的な課題としてありますが、本町もバーコードを使った見守りシールなどの取り組みを使って当人であったり、もちろん御家族の方々の支援を行っているという状況です。

しかし、近年GPSを使った見守り方法の手段も増えたことから、自治体単独で、なかなか町単独ではまだ少ないところではありますが、このGPSを使った見守りシステムの導入に対して補助を始めているところが増えてきております。本町もこういうシステムを視野に入れた支援策を検討する時期に来ているのではないかとというふうに思っておりますが、所見を伺いたいと思います。

○山下英治長寿社会課長

高齢者の行方不明対策として現在町が行っている事業についてまず御説明をいたします。

第1に、介護保険の福祉用具貸与を利用したGPS機器の貸与がございます。対象者は原則要介護2以上の方であれば利用が可能となっております。課題といたしましては、GPS端末をいかにして携帯をしていただくかということと定期的な充電が必要であるということが挙げられます。

第2に、認知症高齢者等あんしん見守り事業として、議員から先ほど御紹介があったとおりでございますが、認知症等により行方不明となるおそれのある高齢者などの家族に対してQRコードが印字された見守りシールを交付して、認知症高齢者などの早期保護、早期確保の仕組みを整える事業に取り組んでいます。課題といたしましては、見守りシールの認知度のアップとQRコードが印字されたシールを身につけられた人を発見した際、そのコードをスマートフォンなどで読み取らなければならないということが挙げられます。

第3に、認知症に関する正しい知識や理解促進に努めるとともに、認知症サポーター養成講座などを通して認知症に関する地域の見守り力を向上させるというソフト事業に取り組んでいるところです。議員の御指摘がございましたGPS機能につきましては、高齢者の位置情報をリアルタイムで把握し早期保護に有益であると言えます。このため、介護保険による福祉用具貸与を基本としながら、介護保険給付の対象とならない方への導入支援の在り方については検討の余地があるのではないかと考えております。

以上です。

○友田香将雄議員

見守りシールの取り組み、私は大変すばらしいというふうに思っております。

この行方不明になられたときのことについてなんですけども、もちろん当人さんが一番大変になられてるといことはあるとは思いますが、多分同じくらいかそれ以上に御家族さん、それに関係する方々の心労ってところが多分一番きついというふうに思っております。そういったことから、いち早く所在をしっかりと把握できるこのGPSシステムというところの導入については、先ほどの答弁に考えていただけるといことがあったので、大変ありがたいというふうに思っております。

ただしかしながら、このGPSを使った見守り方法につきましてはまだまだ課題が多いというふうなところも伺っております。ただ、そういったことも今後ずっと改善されていくということは、今子どもたちが持っている子ども見守りGPS、ああいったものも最初は使いにくいって話があったんですけども、今現在では多くの方が利用されているというところもあります。やっぱり最初、こういったものでいろんな課題があるとは思いますが、補助をすることによってこういったものがあるんだ、こういったものを使っていけばより安心して当人さんを見守っていけるという仕組みをしっかりと町としても応援していただけたらというふうに思いますので、ぜひこの補助事業につきましては今後のテーマとしていただきたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

そしたら、大きな2番目のほうに移らせていただきます。

残り15分なので少し駆け足になるかとは思いますが、よろしくをお願いします。

平成29年に策定された本町の国土利用計画、その土地利用構造図には住宅ゾーンが示されており、それと重なるように公共下水道であったり、農業集落排水エリアがあるという状況であります。そこで、国土利用計画の住宅地、工業地、その他の宅地の項目の中に新規の宅地造成、分譲住宅地や集合住宅等の建設を含むの場合は原則として優良農地ではなく公共下水道や農業集落排水エリアに誘導を図るというふうに書かれております。ここにありますように、今後の宅地造成を住宅ゾーン、いわゆる公共下水道や農業集落排水エリアに誘導していくということで方向を示されておりますが、本町はこの誘導施策に対してどのように取り組んでいくのか、答弁をお願いいたします。

○山口裕一総合戦略課長

まさに国土利用計画についてはそういう位置づけでございまして、現在本町の住宅誘導策については、白石町国土利用計画において役場周辺を町の拠点ゾーンと位置づけまして、福富地域、有明地域にもそれぞれ生活拠点ゾーンを維持していくこととしております。その中で、分譲住宅地や集合住宅地の建設をも含みます新規の宅地造成の場合は、公共下水道や農業集落の排水エリアでもございます住宅ゾーンのほうに誘導を図ることとしております。

しかしながら、今後、人口減少ですとか高齢化が進みます中で空き家や空き地のスペースの増加、公共インフラの増大が懸念されまして、将来にわたり持続可能なまちづくりを実現するためには町全体における都市機能や住居の誘導を目指す実効的なかつ包括的なマスタープランが必要となることもあるかもしれません。これが想定されるところでございまして。

しかしながら、現状といたしまして、農地付きの住宅が点在している本町におきましては住宅誘導も一朝一夕には行えるものではございません。また、住宅の誘導策から外れた地区の方のフォローをどうしていくか、そういった懸念材料も存在いたしますので、農業のほか教育福祉、子育てや公共施設の再編、あるいは公共交通等の町民生活に関わる分野、こういった様々な分野の取り組みと整合性や相乗効果を考慮しつつ、将来的な住居の誘導に目を向けながら本町の国土利用計画などの土地利用計画、あるいは土地利用に関する計画の見直しや実効的な計画の策定に向けて検証を重ねてまいりたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○友田香将雄議員

先ほどの答弁にもありました農地付き宅地です。こちらについては、我々総務常任委員会のほうでも大変重要な課題であるというふうに認識しておりまして、先般では東京のほうで陳情かつ要望活動等も行った次第であります。

ここで1点確認なんですけども、町有地がたくさん町内にはあります。その活用というところもこのあたりの誘導施策のほうに関連してくるのではないかなというふうに思うんですけども、例えば今回の議案として上がっております福富中学校の跡地のところに関してもそういった認識を持たれてるのかというところを一言だけお願いします。

○山口裕一総合戦略課長

公共施設が統合再編や施設のまた廃止、あるいは用途の変更等に伴う、周辺道路ですとかインフラもそうなんですけども、整備については、基本的に方針としては内部で組織する公共施設等マネジメント推進検討委員会のほうで計画を立てながら進めていくということになります。

しかしながら、おのこのインフラ整備につきましては個別の案件ごとに計画していくというのが現実的でございます。例えば、学校の統合再編に伴いまして通学路が変更されるので歩道の整備を行わなければならないですとか、廃止となる中学校については活用方法を決めた上で個別に周辺道路の整備計画をやっていくですとか、そういったこととなりますけれども、そのような形で公共施設の見直しに係るインフラ整備ですとか道路整備、個別に整備計画を立てながら進めていくと、現状ではそのような形になっております。

以上でございます。

○友田香将雄議員

先ほどもありましたように、個別にいろいろと今後議論をされていくということだったんですけども、その中でも、先ほど申し上げましたように町有地をどのような形で今後も活用していくのか、どういった形で利用していくのか、開発をしていくのかというところもこの誘導施策のところについては想定していく必要があるかなというふうに思っております。

そこで、1つ問題になってくるのが住宅街の中にある狭い道路の整備です。昔からある道路、これは旧3町どこでも町なかのほうにあります。車1台が通れるか通れないか、ちょっと難しいかなというところもありますし、例えば通学路になってはいるけども、子どもたちと車の離合が危ないんじゃないかなという道もあるかというふうに思っております。例えば仮に、廿治住宅のような町なかにある町有地があってそこを例えば開発していくとなった場合、必ずその周辺道路の利用のしやすさというところも整備は必要になってくるかなというふうに思うところでもあります。そういったことを考えますと、国土利用計画にあります、先ほど申し上げました住宅ゾーン、その中の狭い道路などをどのように整備していくのかというのを町が青写真を引くことはとても重要なことじゃないかなというふうに思いますが、そのあたりの見解をよろしくお願いします。

○山口裕一総合戦略課長

接道の要件につきましては、幅員が4メートルに満たない狭い道路は採光、風通しなどの生活環境も悪くなる、あるいは救急救命上の阻害要因となるといったことも、そういった大きなリスク等もございますので、建築基準法に規定されている建築物の敷地は幅員4メートル以上の道路と2メートル以上接しなければならないという要件、これは安心・安全な住宅地の形成を図るためにも非常に重要なことだと思っております。また、このような道路に接地する住宅が建て替えを行います場合は、中心から2メートルの範囲まで道路に接地する敷地を後退させていくということが求められます。そのような規制の中で、接道要件を満たさない道路がまた徐々に徐々に解消されていくものだとは思っております。そういった形で認識をしております。

住宅ゾーンであるならば、道路整備を町が主体的に行うべきではないかという趣旨の御質問だと思いますけれども、白石町国土利用計画の住宅ゾーンにつきましては、先ほど申しましたように、新規の住宅の宅地造成を公共下水道ですとか農業集落排水エリアに誘導すると、そういった設定にとどまっているというところでは、現状では、そこについての道路整備について土地利用構想の中で定めるといったものではございません。現段階では、ほかのエリアのほうとすみ分けすることなく、基本的には住民の皆様のご要望ですとかあるいは周辺環境の変化、中には計画しているものもございます。総合計画の実施計画ですとか過疎地域の持続的発展計画、そういったものもございますけれども、基本的には、議員御指摘の住宅ゾーンへの整備という観点も今後は取り入れさせていただきますけれども、そういった形でほかのエリアとすみ分けなくというところが基本になってくるかと思われまます。ただ、これにつきましては関係部局との連携も今後深めまして、施策、計画を住宅ゾーンへの整備という観点も取り入れながら実施してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○友田香将雄議員

この話というのは、多分10年、20年の話でなくて、多分50年とかそういう長期的視野にかかった形での話になってくるかなというふうに思っております。

ここで私がすごく大事だなというふうに思ってるのが、こういう例えば道路のところの整備とかというのは、急に拡張の話が出たとか、あとはどこどこが開発されるという話が急に出たとかで知らなかったって話で、いろいろとトラブルまではいかないんですけども聞いてないぞという、これはもう町内だけでなく町外でもそういった話をよく聞くことがあります。

私が大事だと思ってるのが、町のほうで一応青写真として50年後とかその先ぐらいにこういった形で道路整備をしていきたいんですと、おうちの前の道路がこういうふうになってるけども狭いので、今後広げていきたいんですってアナウンスをずっと前からやっていくことによって、そしたら先ほどお話があったように建て替えのときにセットバックをしなきゃいけないとかという話もあるんですけども、そのあたりについてもちゃんと御理解いただきやすいというふうな話も出てくるかと思います。急にその地域の開発が始まったというふうな印象を持たれないためにも、まずはその地域の方たちに今後こういうふうな道路整備のほうになっていく形を町は考えてますよというところをある程度でもアナウンスしていくというのが地域の方々の御理解をいただいた形でのまちづくりにつながっていくんじゃないかなというふうに思いますけども、そのあたり、端的にだけお答えをいただければというふうに思います。

○山口裕一総合戦略課長

自然とそういった形で理想的なまちづくりが形成されるというのがなかなか難しいわけでございます。人口誘導に有効なゾーニングを行うには規制も伴いますし、むしろ開発の足かせとなる場合もございます。そのあたりは町の現在の姿と折り合いをつけながらしっかりと将来計画を立てていきますことが重要でございますので、今後の社会変化ですとか、環境変化を見ながら十分これはまた住民意見も反映しながら慎重に進めるべき問題だと考えておりますので、そういった形で進めてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○友田香将雄議員

なかなかお答えしにくいところをありがとうございます。

こういうまちづくり、10年、20年じゃなくって50年先どうなっていくのかということこのイメージ、ビジョンというところはある程度固まったほうがお伝えしやすいとは思いますが、逆に町民の方々とどういうビジョンを持っていく必要があるのかということと一緒に考えられるような形で広報活動をやっていただければというふうに思っております。

残り3分あるので、町長に一言だけお答えいただきたいというふうに思っております。

住みよい町ということで今回のテーマを挙げさせていただきました。

特に、今回高齢者の方々の支援というところと子育て支援というところの2つにフォーカスを当てさせていただきました。予算的などころもいろいろあるので、なかなか踏み込んだ形の取り組みは難しいという思いにしろ、まずは町民の方々と一緒に負担がない形でのまちづくりに関して、我々議会もそうですけども行政と町民の方々と

一緒に考えていく必要があるかなというふうに思ってもおりますが、町長として住みよい町というところの思いを少しだけお答えいただければというふうに思います。

○田島健一町長

本日は、友田議員から住みやすいまちづくりについての御質問がございました。

学校の中の話であるとか、学童保育もそうですけれども、あと高齢者のマイクロバスの話とか、行方不明者の話とか、課長がいろいろと答弁いたしましたけれども、白石町、私は、自慢じゃないですけども、白石って住みやすかねという話は、住みにくかねという話は聞きませんが、白石はよかねという話は聞きます。しかしながら、先ほども議員からは比較をした中ではまだまだ他市町に引けを取っているところもあるのかなというふうに思います。これは制度の中でいろいろと検討もさせていただきながら、よきほうに進めていきたいというふうに思っております。

また、住宅地の話も、公共施設の見直し等々の絡みもございましたけれども、これについても庁内でいろいろと議論をさせていただいております。もちろん、最終的には議会の皆さんたちにも御承認をいただいて事は動かしていくつもりでございますけれども、とにかく私、役場といたしましては、町民さんそして議会、一体となつてすばらしい町をつくっていきたいという思いは一緒だというふうに思いますので、こういった議会の場またいろんな住民さんとの場でも議論をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○友田香将雄議員

ありがとうございます。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○片渕栄二郎議長

これで友田香将雄議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

10時31分 休憩

10時45分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。中村秀子議員。

○中村秀子議員

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

項目的に非常に盛り込んでおりますので、私のほうも注意いたしますけれども、簡潔な答弁でよろしくお願ひいたしたいと思っております。

まず、1番目の特別支援教育の充実についてということですが、本町では現在約150名ほどの児童・生徒が特別支援学級に在籍して、それぞれの特性に応じた教育が

なされております。本町の特別支援教育の理念及び目標についてどのように考えているか、お答えください。

○梅木純一主任指導主事

特別支援教育についてですけれども、障がいのある幼児、児童・生徒の自立や社会参加に向けて主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握するとともにその持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために適切な指導及び必要な支援を行うものであります。本町においても、障がいを持つ児童・生徒の生活や学習上の困難の改善、克服を目指し、将来の自立に向けた学習を行うことを狙いとして各学校にて実践をしていただいているところです。

○中村秀子議員

特別支援学級在籍者の対象の子どもたちについての特別支援教育の目標じゃないかと思うんですけども、私はこの前ロサンゼルスに行く機会を得ました。電車に乗ったときの光景に非常にショックを受けました。電車には自転車や電動サイクル、犬も猫も普通に乗ってきました。そして、中年の男性が大きな声で電話をしてるんです。電話をした後、首から下げたラジオで大音量で音楽を鳴らしておりました。私は、こがんとここでこのように大きな音ば立てて迷惑かねと思っておりましたが、ほかの乗客の方はまるで平気なんです。中には、流れてくるその音楽に対してリズムを取ったり、何か口ずさんだりしている人さえもいたくらいでした。一方、世の中にはいろいろな人がいて、それを受け入れることが当たり前の社会なんだとそのとき初めて感じたところでした。私たちが暮らす社会では異なったものを排除し、みんなが公共の場で同じではなくてはならないという意識がつくられているんだなと思います。まさに私が反省しました。

例えば、集会とかで子どもたちが大きな声を出すと、いろいろな子どもがいるんですけど、静かにしなさい、みんなに迷惑やろう、ほかの人に迷惑をかけたらいかんやろうというのが、人に迷惑をかけない子どもに育てるとというのが教育活動の大きな目標であったこと、これは誤りじゃなかったんだろうかという反省点があります。世の中にはいろいろな人がいてそれを受け入れることをもうちょっとせんばいかんやったね、誰でも今の状況を受け入れんばいかんやったねと、そのときもう身震いするほど反省したところだったんです。

いろいろな人を受け入れて、どんなに障がいを持つ人も排除しないという意識を育てることが特別支援教育の中では大事なんじゃないかなと思うんですが、その点について目標の中にはどう捉えていらっしゃるのでしょうか。

○梅木純一主任指導主事

障がいのあるなしという分にかかわらず、やはりできる限り共に学ぶというインクルーシブ教育については大変重要な視点だと考えています。障がいを持つ児童・生徒の教育的ニーズそれから将来の自立というものを見据える中で可能な教育課程を編成

していくとともに、通常学級での交流等を通して障がいに対する理解を深めていくという視点も大きな意義があることと考えています。

○中村秀子議員

特別支援教育の目標の中に特別支援教育当事者だけでなくって一般の子どもたちに対する教育という在り方というか、そういうのを学ぶ機会というのは非常に大きいんじゃないかなって、大事なことじゃないかなと思った次第です。

あるベテランの特別支援学級の担任の先生に聞き取りをしたところ、ある小学校の先生だったんですけれども、支援学級の子どもを通常学級に連れて行って授業を受けさせた。そしたら、若いその担任の先生いわく、今日は何とかちゃんが来てたから、みんなが集中できなかつたんですよって言われたそうです。

また、自習に行って、担任の先生が出張で自分が支援学級の子どもを連れて授業に行ったときにほかの子どもたちが、何とかちゃん、せからしかとか、何とかちゃん、ごっとい寝とらすやんねとか、ほかの子と違うことを非常に非難するということ言われたんですね。まさにそうだなと思いました。そのベテランの先生は、そがんよかよか、この何とかちゃんは寝とってもよかとよ、ちょっと大きな声を出したりするけど気にせんでねって言ってその場を収めたというようなことを言われましたけれども、若い先生たちがそうであれば、なおさら子どもたちは違うものを排除するという姿勢に立つんじゃないかなというふうに思って、非常にこれは教育の方向性として、私も誤ったことをしてきたんですよ、考え直す必要があるんじゃないかなというふうに思います。考えてください。

では、次ですけれども、資料要求しておりましたので、本町の特別支援教育の現状について教えてください。

○梅木純一主任指導主事

3項目、資料要求がございました。小・中学校での特別支援学級の種類と在籍者の数、通級指導教室の状況そして特別支援教育支援員の配置状況についてです。

特別支援教育支援員については、町雇用のスクールアシスタントの方で児童支援に携わっている方の数となっております。

まず、本町全体についてですけれども、知的学級が9学級で24名、自閉、情緒障がい学級が21学級、126名、病弱学級、4学級で4名、難聴学級、2学級で2名、肢体不自由学級、1学級で1名の計37学級、157名が在籍をしている状況です。昨年度と比較してみますと、学級数では3学級の減、対象児童・生徒数は5名の増となっております。近年、自閉、情緒障がい学級の在籍児童・生徒数が増加している現状にあります。通級指導教室においては在籍児童・生徒数はほぼ昨年度と同じ状況となっております。白石町教育委員会においては、白石町教育支援委員会を設置しながら併せて就学相談会等を実施し、児童・生徒の就学の適正化を図り、本町における特別支援教育の充実を推進しているところです。

以上になります。

○中村秀子議員

在籍者の中で情緒学級126人、多くの子が自閉、情緒学級というところに驚くんですけれども、そのことについて特に特徴的なことってありますでしょうか。学級で何か困っていること、その子どもたちに共通する何か、126ってかなりの数ですよ。町を歩いていてそれくらい子どもたちが困った子どもたちには見えないんですけれども、普通に学校の中では生活をしているんじゃないかなというふうに思いますが、126人の自閉、情緒学級の子どもたちについて先生の所見というのはどんなふうにお考えでしょうか。

○梅木純一主任指導主事

自閉、情緒障がい学級の在籍児童・生徒数が増えているという現状ですけれども、これについても一人一人教育的ニーズが異なるという現状にはあるかなというふうに思っています。通常学級等の交流等でも十分可能であるお子さんであるとか、この特別支援学級でもうほとんど過ごさなければいけないほど他者とのコミュニケーションが難しかったり、自分の興味、関心に基づくもの以外になかなか集中できなかったりというふうな形で、その状況というのはばらばらな状況があるのかなというふうに思っています。そうした中で、やはり個人のニーズというのをつかんでいかなければいけない、そこが課題になっているのではないかと感じているところです。

○中村秀子議員

自閉、情緒学級については何かいろいろと個人差もあるだろうと思うんですけれども、共生社会の形成や障がい者の権利に基づくインクルーシブ教育の構築は重要であろうと思っておりますが、支援学級と普通学級の交流についてどのような状況であるかお知らせください。

その前に、先ほど資料の中で、本町では支援学級支援員の数が非常に多くて、町に配慮していただいて、資料を調べた後、県内一番、支援員さんを配置されている、これくらい配置すれば、普通学級におってもちょっとした支援で普通学級でもやれるなという感想を持つんですよね。そのことを含めて交流についてお尋ねいたします。

○梅木純一主任指導主事

毎年7月に特別支援学級調査を実施しております。児童・生徒一人一人の状況、それから特別支援学級における指導の状況、それから交流及び共同学習の状況、教育課程について、これについて把握をしているところです。学習指導要領の中でも、障がいの有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指し、障がいのある児童等と障がいのない児童等の交流及び共同学習というものが求められているところです。実施の際には通常の学級と特別支援学級下における交流及び共同学習の目標の共有、それから確認をするために両者の担任間での打合せ等を実施しながら、双方にとって教育的効果がどれくらいあるかということをも明らかにして臨んでいるところです。

特に、特別支援学級に在籍している児童・生徒が通常の学級で各教科等の授業内容

が分かり学習活動に参加してる実感、達成感というのを持ちながら充実した時間を過ごしていけるということが重要になるのではないかなと考えて、それぞれの計画を立てていただいているところです。

○中村秀子議員

学習している実感とかというのが、特別支援学級の子どもたちはもちろん、私も全部分かりよったかといえ、分かってないですもんね。普通学級の子どもたちだってその授業を全部理解するかというと、そうでもないし、私たちも学生時代習ったことも全て忘れてますよね。忘れるんですよね、それが大事なのかな。

40人子どもがいて、今日数学がありました、全部なんか理解できないで、それよりも大事なことがあるんじゃないかなと。一緒に何とかして、楽しかった、一緒に何とかして、助けてあげてよかったですとか、そういうふうな教育的価値をもっと追求しなければいけない、一緒にいることによってお互いを理解するとかというふうな、今知識だけだったらどのような教育でも、AIでもできるし、ネット上でもいろんな知識を習得するようすべはあるんです。一緒に教室にいるからこそできることというのをもっと追求していかなければいけないんじゃないかなと思うんです。新白石中学校では、特別支援教育棟と普通学級棟がばきって分かれて、棟で分かれているんですよ。支援学級やっている保護者の皆さんも、私もそうなんですけど、これ大丈夫なのかって、差別を助長するようなことはないのかと非常に心配するところです。以前のように隣同士に教室があって、普通に行き来するようなものがあつたらいいなと思うんですけれども、そこら辺について、それをどのようにクリアしていこうとされているのか伺いたいと思います。

○梅木純一主任指導主事

まず、基本的な考え方としては、先ほども述べたとおり、障がいのあるなしに関わらず子どもたちの教育的ニーズに応じて教育課程を組んでいくこと、個別に教育することのほうが本人にとってプラスになることが多いのか、交流を通して学ぶことが多いのか、それぞれの実態に応じた形になるものと理解しているところです。

新中学校の増設棟の件ですけれども、当初は増設棟のほうの1階部分に技術科室やパソコン室等を配置し、特別支援教室もその中の一部としてということ計画をしていたところですが、中学校と協議をしながら、中には非常に敏感に感じる支援学級の生徒さんたちもいるということであつたり、そうしたことも含めて今回の配置をしたところです。もちろん今後の運用について、教室の配置は十分変更ができるかと思いますが、どうしても人目が気になるお子さんであるとか、そうしたことも配慮し、今回の4月スタートの段階の教室配置は行っているところですが、先ほどのあつてる障がいのあるなしに関わらずということをも前提とした教育を進めていかなければいけないと考えております。

○中村秀子議員

空間的な隔離というのは非常に危険であるということはずいぶん認識していただい

て、それをクリアすべく先ほど申しました教育目標の中にどんどん子どもたちが交流するというのが必要なんじゃないかなと思っているんですね。その矢先に、特別支援学級に在籍している児童・生徒について、授業時数の半分以上を支援学級で行いなさいという旨の通知が4月に出されております。本町の実態及びこのことについて、ほとんど普通学級でやれる、支援員さんがついていけばやれる子どもたちも一緒にいっぱいいるんですよね。にもかかわらず、こういうふうなことを出されているんですけども、この方針についてどのようにお考えでしょうか。

○梅木純一主任指導主事

まず、この通知の内容に関することになるんですけども、特別支援学級及び通級による指導の適切な運用についてという通知で、令和4年4月27日に文部科学省より通知があったものです。これにつきましては、平成25年の教育支援資料というものに既に明記がされている内容を改めて周知されたものとなっており、令和3年6月に障害のある子供の教育支援の手引の改定に伴って、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には学びの場の変更を検討するべきであるというふうな記載がされております。この経緯においては、文部科学省のほうが行っている実態調査において特別支援学級に在籍する児童・生徒が大半の時間を、ほとんどを交流及び共同学習として通常の学級で学んで、発達段階に応じた指導が十分に受けられていないという事例が多く見られていたというふうなことを含め、改めて周知がされたというのが主な目的となっているものです。特別支援学級に在籍している児童・生徒が通常の学級でも各教科等の授業内容等が分かり、学習活動に参加しているという実感が持てるということが重要であり、障がいのある児童・生徒が必要な指導体制が整わないままに交流、共同学習のほうにいて、指導を受けているという状況になれば、それは例えば通級の制度と変わらないというふうな形で不適切であるというふうに考えられ、それが通知がなされているところです。

本町では、学校とこの内容を共有するとともに、半分以上の時間を目安として支援学級での指導ができるか、あわせて校内指導体制を整えていただいているとともに、教育支援委員会で学びの場を決定する際に、このお子さんには半数以上の指導支援が必要ですかということを確認しながら、やはりそうしたお子さんがこの支援学級の対象ですよと、そうでなければもちろん通常学級のほうで合理的配慮を行いながら支援して在籍が可能ではないですかという形で進めているところになります。

○中村秀子議員

特に肢体不自由児や難聴の子どもは補聴器で前のほうに来れば十分聞こえるなど思ったりしてるんですね。肢体不自由、車椅子で授業を受ければ何か問題あるのって私は思ったりしております。情緒の学級の子どもさんもパニックを起こさない限り普通学級で大丈夫だなという子どもさんもいます。そういう中で、通知が来たから普通学級じゃ駄目ですよ、国語と何とか教科にだけ行って、あとは特別支援学級のほうでしなさいというのはあまりに画一的過ぎないでしょうか。町の方針を伺っていると、通知どおり半数以上は支援学級で受けさせるという方針と伺いました。そこら辺は支

援学級を卒業した子どもは、県立の高校であったり私立の高校に行ったりして、もちろん支援学校に進む子もいますけれども私立の高校に行ったりしている子どもたちもいます。そういうことを考えると支援学級在籍でも半数以上は絶対に支援学級でマンツーマンに近い教育を受けなければいけないというところについて、いかがなものかと思ってるんですけども、そこら辺、柔軟に現場を指導するというようなことはできないんでしょうか。

○梅木純一主任指導主事

先ほどお話をした特別支援学級調査、これ県からの調査になるんですけども、いわゆる基準として50%以上の指導が実施されているかということを確認されています。先ほど話したように、これが例えば切ったから全くというわけではないんですけども、先ほど話したように例えば10%、20%ぐらいで実施が可能なお子さんであるならば最初から特別支援学級ではなく合理的配慮、支援員等を配置した形で通常学級で在籍して指導ができるのではないかとということが求められているものです。支援学級に入るなというわけではなく、どこの場がそのお子さんにとって学びの場として適切かどうかを判断して材料にしていきたいというところで挙がっているところで、学校ともそこを共有しながら、やはり支援が必要なお子さんに適切な支援を行うということが最大の目的であり、そこについて指導、支援を行っているというふうに進めているところです。

○中村秀子議員

質問とずれているように思いますが、可能かどうかというのを聞きました。

○梅木純一主任指導主事

また、きれいに50%というものがなければいけないというわけではないと思っています。あくまで目安として挙がっていますので、例えば来年度以降通常学級やそれから高校進学等検討し、通常の課程で学ぼうとするお子さん等については、その割合が低くても、今後を見据えた上での取り組みだということで認められたりもしておりますので、本人さんの状況等に応じてになるかと思いますが、それが継続した形でずっと10%、10%、10%ぐらいな形で支援をしていくことは不適切であるというふうな形で、今のところ私たちも指導を受けているところです。

○中村秀子議員

長く言われましたけれども、要するに少しぐらいはまあいいでしょうという感じですね。ありがとうございます。そのように現場にも伝え、指導していただければと思います。その子に応じて、人間関係を学ぶ場所というのは大事だと思うので、学校に行ったら先生と1対1だったら全然学ばないわけですよ、経験がないわけですよ。ほかの子どもたちと触れ合って初めて、ほかの子どもたちもその子を理解することによって社会全体の理解、いろんな住みよい社会、一発目の友田さんの質問でもありましたけど、人と人が優しく触れ合える町というのが大事だと思うんですよ。やっ

ぱり人づくりというのは、自分のことばかりしか考えない、自分さえよければいいというような町民、子どもたちを育て上げたならば、どんなにハード面を整備しても住みよい町にはならないと思っているんですよ。私も反省してきますけれども、迷惑をかけてもいい、かけられてもいいやんねというくらいのスタンスが白石町ではあってほしいなというふうに思ったところです。

次ですが、教育の最大の資源は人です。その最たるものが教員ですが、優れた先生の下ではどんなに教育環境が整備されてなくてもいい教育が行われます。特別支援学級の担任の選考について、どのようにしていますか。また、専門的知識技能を有する免許を持っているということですね、職員はどのくらいいるのかお伺いいたします。

その前に、私は中学は特に教科関連があって、授業数との関連があって、音楽の先生だとか美術の先生だとか体育の先生とか授業数にゆとりのある先生にしか持っていけなかったという経験があるんですね。特にその人が特別支援教育に造詣のあるというわけではないけど、ごめんお願いというようなことで決めていたんで、そこら辺は今はどうなっているのでしょうか。

○梅木純一主任指導主事

特別支援学級を含む学校全体の担任等の配置につきましては、各学校の校長先生の人事配置構想の下、全体のバランスを考慮しながら決定されており、通常学級や特別支援学級それから教育相談や不登校対応等、各学校の学校課題に基づいて配置をされているものと認識をしております。特別支援教育については、各学校の職員から選任される特別支援コーディネーターを中心としながら交流学級との連携、支援員の配置、支援学級、交流学級それぞれに学びが深まるよう努めていただいているところです。近年特別支援教育の重要性が高まる中で、教員の専門性向上というものが求められています。学校においては、佐賀県や事務所等が主催する研修を受けたり、県立学校や専門機関による巡回相談等を受けたりしながら専門性の向上に努めているところです。免許上の所有率というところも質問がございましたが、今年度特別支援学級を担任している先生方の中で、特別支援に係る免許状を所有している方及び取得中の方の割合は27%となっています。この数、まだ少なくともはあるんですけども、これまでに比べて免許を取得しようとする人、取得中の方、取得している方の割合は徐々に増えてきてるところであり、文科省も100%という一つ数字を挙げてはおりますが、その専門性向上に向けて免許取得、研修の受講等進めていただいております。

○中村秀子議員

免許があるから非常にいいというわけでもないんですよ。免許を持たなくてもとても指導の上手な、愛情を持って接する先生というのはたくさんいるんですけど、やっぱり経験じゃないかなと思う、いろんな子どもたちに対応して学んでいった結果、指導力が高いということ、願わくば私が冒頭に申し上げた若い先生、特別支援学級の子どもたちがおったけんがいっちょん落ち着かんやったという先生にぜひ担任、みんながある先生に偏ることなく、学校の中でいろんな人が特別支援学級に携わるということが学校全体の支援教育の充実を図る上では一番大事なことではなからうかと思いま

すので、そこら辺の指導もして、学校のほうに、教科的な問題も大きいんですけども、小学校なんかは可能じゃないかなと思うんですが、ぜひそこら辺を指導していただきたいと思います。

私たちのやり方が悪かった、迷惑をかけてはいけない、迷惑をかけない子どもにするとかというようなことが大きな目標だったために、人に迷惑をかけよんさって非難するようなことがないように、そういう何でもありなんだよという先生のスタンスというのは大事なんじゃないかなというふうに思っております。

次に、支援学級の子どもたちの保護者の支援及び卒業後の進路についてお尋ねをいたします。卒業後の進路どうなっているのか及び支援学校及び支援学級卒業した後、社会人となったときの進路はどうなっているのかについてお尋ねいたします。

○山下英治長寿社会課長

特別支援学級や県立の特別支援学校に在籍している児童・生徒の多くは、町から障がい福祉サービスの支給決定を受け、サービスを利用をされております。そのため、サービスを利用するに当たって保護者からの相談を受けたり、学校との情報共有、連携により適切な障がい福祉サービスへとつないだりする中において、保護者が抱える課題の解決に向け、支援を行っているところです。

さらに、学校からの要請により、個別支援会議を開催し、関係者と連携した支援に当たっております。また、障がい福祉サービスの利用に当たっては一部のサービスを除き、相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成が必要であり、障がいのある児童・生徒や家族が抱える課題の解決や適切なサービスの利用について支援を行うとともに、定期的なモニタリングを実施しながら支援に当たっているところでございます。なお、卒業後についても障がい福祉サービスを利用されている児童・生徒については同様に切れ目のない支援を行っております。

あわせて、卒業後の進路等についてどのような支援を行っているかということでございます。

県立特別支援学校卒業後の進路についてですが、卒業までの支援の状況について説明をいたします。まず、高等部1年次の後期から高等部3年次にかけて就業体験が行われ、本人の特性を見極めながら卒業後の進路について検討がなされます。さらに、卒業後、就労継続支援B型の利用希望者には、高等部3年次の夏休みに障がい福祉サービスの就労移行支援事業を利用し、就業体験を通じたアセスメントを実施し、一般就労が可能か、福祉的就労が適切かなどの見極めを行っております。最終的には、高等部3年の後期に本人、保護者、学校、障がい福祉サービス事業者、障がい者総合相談支援センター及び町が一堂に会した移行支援会議を開催し、本人の特性や希望、保護者の意向を踏まえ、卒業後の進路を決定をしているところです。また、福祉的就労については、繰り返しになりますが、相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成が必要であり、障がいのある生徒や家族が抱える課題の解決や適切なサービスの利用について支援を行うとともに、定期的なモニタリングを実施しながら支援に当たっているところです。また、障がい者雇用枠で一般就労をした生徒については、障がい者職業・生活支援センターのサポートにより職場への定着支援や事業者に対する障が

い者雇用への理解促進も図られているところです。

課題といたしましては、障がい福祉サービスを利用しない人や障がい者ではない人については関係機関のフォローが行き届きにくく、現状の把握は非常に困難な状況です。一般就労後、何らかの理由で離職をし、家に閉じ籠もりがちとなっている人については、ハローワークをはじめ、町が設置しております障がい者総合相談支援センターなど様々な相談窓口がありますので、ぜひ御相談をいただきたいと思っております。あわせて、相談窓口の周知にも努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○中村秀子議員

ありがとうございました。支援学校卒業後については、就労支援窓口についていろいろと就労体験、就労判定しながら一般就労に向けるかあるいは福祉作業所みたいなところに行くかということをして、その中でいろんな問題については相談窓口を開いているというような、簡単にはそういう話ですね。ありがとうございます。

就労支援窓口について、そこに行かない人たちが家にひきこもりにならないような手だてというのが必要かと思うんです。そこら辺についてはいかがでしょうか。

○山下英治長寿社会課長

障がい福祉サービス、就労的支援も含めてサービスを利用されている障がい者については、先ほど申しましたとおり、関係機関のフォローがある程度行き届くということですが、議員が御指摘の障がい者ではない一般の就労をした生徒が何らかの理由で家に閉じ籠もったというようなときに、そこをどうフォローしていくかというのが、現状ではその実態をつかむことが非常に困難でございますので、先ほども答弁いたしましたとおり、いろんな相談窓口について町のほうからも周知をいたして、少しでもそういった方が社会に向けて動き出せるように支援をしていきたいと思えます。

以上です。

○中村秀子議員

最後に、この関係について教育長に伺いますが、特別支援教育の目標について、先ほど私が申し上げましたほかの子どもたちの教育の重要性について、迷惑をかけてもいいんだよ、かけられてもいいんだよというようなことについて大事じゃないかなと思うんで、その点についてどのようにお考えか。目標の中にうたっていないんですね、白石の教育の中では。そういうことについてどういうふうにお考えかをお答えください。

○北村喜久次教育長

お答えいたします。

確かにおっしゃったことをきちっと明記できてないという現実がありますけど、インクルーシブ教育いわゆる共生社会という言い方をしますけど、これは言うまでもな

いことですが、これまで十分社会参加できるような環境になかった障がいを持つ人が積極的に参加、貢献していくことができる社会というふうなことになると思うんです。それは、誰もがお互いに人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様な在り方あるいは相互に認め合える、いわゆる全員参加型の社会と、こういうことを目指すべきものだと思います。したがって、いろんなことの違いを認める、もちろん大事なことです。そういったことについては、小さい頃からの積み重ねがないと、単なる知識だけでは身につくものではないと思うんですね。ただ、人と人がお互いに認め合い、協力し合うというためには、相手の立場になる、お互いに理解するというふうなことが非常に大切、相手の身になって考える、だから何でもありというのは違うかなと思うんですね。先ほど冒頭にアメリカの事情をお話になりましたけど、私は個人的にはアメリカの事情が単純にいいのかというのは考える余地があると思うんですね。人の行動に無関心だという捉え方もできる。日本の教育のよさは仏教における慈悲があります。武道における惻隠があります。これが日本のよさなんです。何でもありじゃなくて相手のことを思いやる、相手のことをよく考えて行動する、そういったことでずっと教育を進めてきておりますので、先ほど誤ったとおっしゃいましたが、決して誤りじゃないと私は思います。すみません。

○中村秀子議員

時間もないんですけれども、人の、よその悪いところを指したらたくさんありますけれども、いいところを探していくことが大事じゃないかなと思います。日本には日本のよさがありますけれども、日本にはなかった、これから進むべき道というのはこれからの子どもたちにとって、白石町の子どもたちがどういうふうに、住みよい町をつくるためにはいろんなことを認め合うという教育が必要じゃないかなというふうに思っております。ありがとうございます。

次に質問を進めさせていただきます。

6月から新たに固定資産税の納付書が届きますが、高いと言われてる方もいらっしゃると思います。しかし、本町の大切な財源でございます。市町によって異なると思いますが、本町の税率及び県内の各市町の税率についてどのようになっているかお知らせください。資料を要求していただきましたので、お願いします。

○大串恭隆税務課長

まず、県内市町の固定資産税につきまして資料要求があつておりましたので、そのことについて御説明させていただきます。

県内20市町のうち、地方税法で定める標準税率であります固定資産税の標準税率1.4%でございます。白石町を含め18市町が1.4%で課税をさせていただいております。また、超過税率県内2市ございまして、武雄市が1.48%、鹿島市が1.5%となっております。

以上です。

○中村秀子議員

ありがとうございます。決して高くないという税率でございます。

ある新聞の報道で、大牟田市で死亡したにもかかわらず固定資産税がその方の口座から引き去られていたというふうな報道がありました。本町では、独り暮らし高齢者も多く、親戚や親族と疎遠な方もいらっしゃると思います。死亡後の固定資産税の徴収についてどのようになされているのかお伺いいたします。

○大串恭隆税務課長

御質問にありますように、死亡された方の固定資産税についてでございますが、賦課期日が1月1日でございます。1月1日以降にお亡くなりになられた場合は、地方税法に規定がございます。第9条に基づきその相続人が相続の義務を継承することになっております。また、賦課期日の1月1日より以前にお亡くなりになった場合につきましては、地方税法の第343条第2項で現に所有している方が納税義務者となること規定されておまして、相続人が納税義務を負うことになっております。いずれの場合にいたしましても、固定資産税の賦課徴収に対する分につきましては、代表者に関する届出を地方公共団体の長に対して行うことになっておまして、税務課では相続人の中から代表者を指定していただく相続人代表者指定届及び現所有者に関する申告書を提出をしていただいております。その後、固定資産税の賦課徴収を行っております。相続人代表が指定されない場合につきましては、税務課におきまして相続人調査を行い、相続人を特定し、賦課徴収を行っております。

以上でございます。

○中村秀子議員

間違いなく相続人から取るというような姿勢は非常に立派だと思いますが、配偶者や子どもがいない、または相続人全員が相続放棄をされた場合はどうなるのでしょうか。

○大串恭隆税務課長

独り暮らしの方がお亡くなりになられた場合につきましては、その後の場合につきましてはほとんどが空き家、空き地になるわけでございます。そういった場合でも、相続人の方から代表者の指定をしていただきまして固定資産税の納付をしていただいております。もし、お亡くなりになられた方に配偶者や、相続の順位がございまして、第1位であります子ども、孫がおられない場合につきましては、上に上がりまして第2順位の父、祖父母に相続の権利が移ります。その第2順位の方がおられない場合につきましては、また1つ上がりまして第3順位の兄弟やおい、めいへと相続が移ることになります。場合によっては、第3相続の順位の方がおられないケースもありまして、そういった場合については相続人全員が相続をされる場合もあります。そういった場合につきましては、債権者等の利害関係人が相続財産管理人の選定を行わない場合が多くございまして、家庭裁判所の判決により相続財産管理人が選定をされまして、相続財産の管理、換価、債務者への支払いを行うこととされておまして、固定資産税につきましてはその管理人に対して賦課徴収を行うことといたしております。

以上でございます。

○中村秀子議員

逃れることなくというイメージですね。ありがとうございます。

人が亡くなると様々な手続が必要です。死亡届を出して、あと年金だの健康保険だのいろいろとにかく十何種類の手続が要って非常に煩雑なんですけれども、デジタルDXを推進する本町として年金や社会保障関連の手続は一元化できないものなのではないでしょうか。

○谷川友子住民課長

死亡後のお亡くなりになった後の様々な手続に関する御質問ですが、本町では死亡届が提出された後、御遺族の不安や負担を少しでも軽減するために住民系のほうで必要な手続について集約をし、御遺族の方へ手続に必要な書類等を記載した御案内通知をまずお送りしております。御遺族の方が役場に手続に来られたら住民課のカウンター席で手続を行っていただいております。手続ごとに各課の窓口を順番に遺族の方が移動することなく、各担当者が順次説明に参り、必要な手続を行っていただいております。お亡くなりになった後の様々な手続につきましては、可能な限り一元化、ワンストップで窓口でできているものと思っております。また、各担当の職員も書類作成等の支援も行っておりますが、さらに負担を軽減することができる事務がないかということも検討を進めてまいりたいと思います。

なお、手続のDXの推進につきましては、デジタル庁のほうでも検討がなされておりました。その体制を整えれば町といたしましても速やかに対応できるように努めてまいっている所存であります。

○中村秀子議員

いろんな書類を書くんですけども、死亡した人は分かっているのに名前と住所と電話番号をもう全部の書類に書かなきゃいけないですよ。何についても死亡届が出た段階でそういうのは分かっているのに臆病になるくらい書くんですね。そういうところももう打ち出してもらって、後のチェックをするくらいにならないかというふうに思うんですけども、その点はいかがですか。

○谷川友子住民課長

死亡後の様々な手続につきまして、各担当窓口のほうでお亡くなりになった方のお名前、住所、生年月日等を記載した上で、必要な御遺族の方、誰が相続の代表者になれるかとか、そういう必要な事項のみ書いていただけるように順次書類作成の支援の段階に負担できる軽減策がありましたら一つ一つ見つけ出して、遺族の方がより負担感のない手続になるよう進めていくようにしております。

○中村秀子議員

ありがとうございます。

次にですが、建物を購入したら登記がなされていなかったということがありました。登記されない物件は町全体でどのくらいあって、その税金の徴収はどのようになされているのか、また登記されないことで起こる不具合はどのようなことでしょうか。

○大串恭隆税務課長

お答えを出す前に、先ほど死亡された場合の固定資産税の徴収についてということで1点訂正をさせていただきます。説明の中で地方税法の話をしていましたが、その中で地方税法第9条に基づき、「その相続人が相続」と申し上げましたが、「その相続人が納税の義務を継承することになっておる」ということで1つ訂正をさせていただきます。

それと、先ほどの御質問の件でございますが、登記されない不動産の固定資産税の徴収についてということでございます。

未登記家屋に係る固定資産税の徴収につきましての質問でございますが、不動産登記法というものがございまして、新築した建物を取得した者はその所有権の取得の日から1箇月以内に表題登記、建物の種類や構造など基本的な情報を申請しなければならないというふうに規定をされております。しかし、現在自己資金により建築をされたり、抵当権設定の必要のない家屋につきましては、古い建物、倉庫、小屋などにつきましては登記をせずに、未登記のままというものが実情でございます。固定資産税は、先ほど申し上げましたとおり、所有する土地、家屋に対する税金となっているために、登記がなされていない未登記家屋につきましても家屋評価を行い、家屋補充課税台帳というものがございまして、そこに登録し、課税を行っております。税務課のほうで課税しております建物の総数は、町内で1万7,600棟ございまして、例えば人が住む専用住宅及び農家住宅につきましては未登記の建物が16%となっております。

先ほど議員申されたように、未登記の場合のデメリットということでございますが、まず融資が受けられないと、次に売却が困難になると、3つ目が所有権に関する登記は第三者に不動産を主張するためのものでもございまして、争いになった場合につきましては登記をしていないと第三者に抵抗ができないと、4つ目に登記しないまま元の所有者がお亡くなりになった場合は現在の所有者が不明になる等のケースがあると考えられます。

以上でございます。

○中村秀子議員

ありがとうございます。

今回不動産登記だとか、相続について民法が改正されました。その内容についての概略と積極的な町民の皆様への周知をどのように考えているのかお答えください。

また、本町での所有者不明の土地の状況がどうなのか、新設された所有者不明の土地・建物の管理制度において、その制度の概略とこの制度を利用して管理不全状態の不動産を有効に活用することはできないのでしょうか。2つ続けてですけれども、よろしく願います。

○山口裕一総合戦略課長

令和5年4月1日に施行されました民法改正の内容について簡単に御説明いたします。

まず、相隣関係の見直しですが、極端に言いますと自宅の工事等の際、お隣の土地を使用できる権利の明文化及びよく問題となります隣地からの越境樹木、その伐採ができるように改正がなされました。しかしながら、権利の明文化ですので、隣地所有者に断りもなく行ってよいものではございません。ここには思いやりを持った制度運用が必要と思われれます。

次に、共有制度の見直しですが、共有物件は共有者全員の同意がないと軽微な変更もできないなど、管理や利用に様々な支障が生じやすい所有形態となっておりました。今回の改正で持分の過半数の同意で決定できるということが増えるなど、管理や利用がスムーズになされるような改正内容となっております。

次に、財産管理制度の見直しでございますけれども、所有者が所有者不明の土地、建物や所有者が明確であっても管理不全な土地、建物について、管理人を選任することによりまして管理、除却が可能となっております。

次に、相続制度の見直しでございますけれども、相続を争う場合などの遺産分割の期限を10年とすることで早期の相続を促すような制度設計が改正なされたところでございます。

2点目でございます町民の皆様への周知についてでございますけれども、現在死亡届後の手続の中で税務課職員によります固定資産税の説明がございまして、その際相続登記の義務化、早期の相続登記の勧奨など説明を行い、希望があれば個別での相談も受けている状況でございます。また、広報「白石」の令和4年11月号におきまして法務局からのお知らせでも掲載しておりまして、町のホームページにおいても法務局のページへリンクを貼るなど周知のほうに努めております。

今回の改正によりまして、所有者不明土地、建物や管理不全土地、建物の発生を未然に防ぐ法整備がかなりできているのではないかなと感じているところでございます。

また、所有者不明土地の現状についてですけれども、まず所有者不明土地の定義でございます。不動産登記等を参照いたしましても所有者が直ちに判明しない土地、それと所有者が判明しても所有者に連絡がつかない土地ということになります。そのいずれかの状態になっている土地と定義されておりまして、所有者不明の多くは管理者が不在でございます。周辺関係への悪影響というのが懸念されるいわゆる管理不全の状態である土地、建物というのが多く存在、一般的にはします。現在、白石町におきましては管理不全の土地、建物は、そのほとんどが所有者が明確な物件または相続人が不在、全くいらない物件でございます。いわゆる所有者が不明の状態は少ないということです。

なお、相続人不存在の財産は専任された相続財産管理人の管理下に置かれることとなりますが、相続財産管理人が選任されるというケースが非常に少なく、管理不全土地、建物になってしまう物件が散見されます。

続きまして、所有者不明の土地・建物管理制度におきます有効活用という点について

てでございますけれども、本町において管理不全となっている物件のほとんどが所有者が明確であるか、相続人の先ほど申しましたように不存在のケースということになります。その管理は所有者もしくは相続財産管理人が行うこととなりますので、本制度の町による有効活用については用地買収などの限定的なケースになると思われま。なお、個人での利用を想定いたしますと、共有地において不在共有者がいる場合ですか、そういったことが考えられますので、いわゆる塩漬けになっている物件が少しばかり動き出すというようなことは十分に考えられると思います。

他方で、管理不全土地・建物管理制度について活用を想定してみますと、管理人が選任されれば適正な管理が行われますので、各地域で問題となっております空き家や空き地についても所有者の有無にかかわらず、制度上は管理が可能ということになりましたけれども、ちょっと御時間ございませんので詳しくは説明しませんが、本制度を利用する場合はやはり予納金が必要になるというところがございますので、本制度を利用する場合は財政的な負担を含めて相当の覚悟はこれは必要だと思われま。

本町といたしましては、空き家、空き地の問題はこれからの人口減少社会において避けては通れない問題と認識をしております。今回の改正民法により、法整備のほうも進んでおりますので、管理不全の土地建物が発生しないように、また初段階での摘み取りができるような方策を模索してまいります。

○中村秀子議員

すみません、早口で言っていたいてありがとうございます。

要するに、町が予納金を納めたりするというの非常に難しいので、この制度の活用は難しいなというようなところですね。分かりました。

最後の質問になりますが、登記法が改正されましたその背景と影響についてお答えください。また、町内にある未登記の不動産についてどのような指導、助言をされるのか端的にお願いいたします。

○大串恭隆税務課長

時間がありませんけれども、不動産登記法が改正されて来年、令和6年4月1日から相続登記が義務になるところでございます。義務化されることになりまして、不動産を取得した相続人はその所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記をしなければならないとされておりまして、正当な理由がないにもかかわらず相続登記をしない場合は10万円以下の過料の適用対象とすることになっております。

指導、助言でございますが、広報紙等にも掲載をいたしますし、今、当初納税通知書を出しておりますが、その中にも不動産登記をしなければならないよという資料も入れております。

以上でございます。

○中村秀子議員

ありがとうございます。

また、詳しいことも聞きたいことたくさんありますので、9月議会について、また深くお伺いしたいと思いますが、今度、変わった制度の中で山林なんかを国に帰納できるという制度もあるようです。そのことについても吉岡議員が質問の中で山林についてありますけれども、私のところでも山林があるなどと思って、帰納制度についてどのように活用していく、せつかくの制度ですので、うまく活用できたらなというふうに思っております。今後とも御指導よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で一般質問を終わります。

○片渕栄二郎議長

これで中村秀子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

11時45分 休憩

13時15分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。岸川信義議員。

○岸川信義議員

議員番号2番、岸川信義。

発言の許可がありましたので、ただいまから大項目1番、商品券事業について、大項目2番、令和5年度の大雨水排水対策について質問します。

それでは、持込み資料の1を御覧ください。

この資料は、商品券発行を促すポスターです。参考にしてください。

世界の穀物生産高は、近年順調に伸びていきましたが、世界の人口増や戦争などで2023年、2024年、令和5年、令和6年は生産量を消費量が上回り、穀物在庫は少なくなると予測されています。この結果として穀物の確保のため競り合うこととなり、単価がさらに上るだろうと言われていいます。令和3年12月と令和4年12月を比較しますと、食料品では食用油約33%、パン約18%、牛乳約10%、卵約8%、光熱費では電気代約21%、ガス約23%と上がっています。今、示した数値は昨年12月のもので約5箇月間経過しており、現在はさらに上がっているものと考えられます。

このように、物価高が私たちの生活を脅かしているのです。この物価高に対し、役場から商品券を発行して対応していただきたい。この商品券の効果は大きく、町からの支援は助かりますとの金銭面と、町が支援しとるばいとの安心感で全ての町民の応援になるでしょう。その上商品券は、利用者だけでなく町内でしか使えないこと、使用期間が短いこと、商品券の約120%以上の売上げが期待できること、以上のことから町内事業者の支援になります。町の活性化のため、1つ、目的と総額、2つ、使用期間と使用方法について質問します。答弁をお願いします。

○山口裕一総合戦略課長

議員のほうからは、この商品券の効果は非常に大きく、町からの支援は非常に助か

りますというお声を住民の方からもいただいているというようなことでございますけれども、今回6月補正で予算計上させていただいております商品券給付の事業名は、昨年同様にスマイルしろいし商品券給付事業でございます、全町民の皆様へ給付いたします商品券といたしましては第3弾目というようなこととなります。この給付事業の目的につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響やエネルギー、食品価格高騰等の物価高騰の影響に直面されております町民の皆様方の生活を商品券をお配りすることで負担軽減させていただきたい、皆様方の生活を下支えしたい、そのような目的で全町民の皆様方に対しましてお一人当たり4,000円分の商品券の給付を予定しておるところでございます。

なお、予算につきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を全額充当いたしまして総額9,600万円、冊数にいたしまして約2万1,500冊の商品券の発行を計画させていただいております。

また、御質問の使用期間についてでございますけれども、商品券の発送を9月上旬に予定しております、お手元に届かれてから12月31日までの4箇月を使用期限として予定をしておるところでございます。また、利用される店舗につきましては、町内の事業者へ募集を行うこととなりますけれども、多くの事業者の皆様へ登録をしていただけるような各種媒体を使った情報発信にも努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○岸川信義議員

資料2を御覧ください。

この資料は、白石町でいうところの大型店、小型店の令和3年と令和4年の商品券取扱額と割合を示しています。令和3年と令和4年では商品券発行額は違いますが、令和4年では小型店の取扱い割合が2.5%上昇しているのを見ることができます。役場が発行する商品券は、令和になってから、先ほど説明がありましたように、3回ありました。令和2年はプレミアム商品券でしたが、令和3年、令和4年は町民の生活に、より密着した給付型の商品券に変わりました。これまで商品券の課題であった商品券は白石町でいうところの大型店へ流れていくという、半ば定説化されていましたが、グラフが示しているように小型店の割合が上がっています。僅かですが上がっています。これは、役場の指導で商品券を発行する際に商品券取扱店のチラシを同封したことやポスターにも工夫があったことなど、きめ細やかな対応の結果です。また、商工会や小型店へ町民のニーズに合えばあなたのお店でも売上げが上がりますと可能性を広げたことでもあります。これを受け、商工会や小型店も努力してその期待に応えたものであり、今年はさらに小型店が伸びることが予測できます。これは、町の経済を促す役場の手腕であると私は評価して、本当に感服しております。今年の商品券でさらに町の経済が潤うことを願い、1番目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

引き続きまして、第2項目、令和5年度の大雨排水対策について質問いたします。資料3を御覧ください。

これは白石町の地図です。北に六角川、南に塩田川、西は杵島山山系、東は有明海

に囲まれた平野でできております。この平野は干拓でできたものであり、元は干潟ですので当然起伏はあります。面積は99.56キロ平米、約100キロ平米あります。この広さの中に約2万2,000人が生活しています。

資料4を御覧ください。

この地図は白石町水系概略図です。水は上流から下流へ、上から下へと流れますので、この地図では西が上になっています。六角川と塩田川以外では基幹水路の須古川、廻里江川、只江川、白石川、有明水路、福富川、緑郷川の7本あります。また、総延長160キロに及ぶ90本の地沈水路があり、小水路を加えますとクリークが町内を網の目のように巡っています。地図を見ますと分かりますように、白石町は大雨や豪雨の排水を有明海、六角川、塩田川の3方向に流せる地形で、とりわけ有明海に流せる大きな利点があります。

白石町では令和になってから毎年のように大雨が降っており、特に令和元年、令和3年は内水浸水被害が発生しました。この被害に遭った町民の財産である家、納屋、作業場、車などの損傷、田畑では作物、特に大豆の不作の物質的被害、避難所生活の苦労や家にいても便所が使えないなどの精神的被害があったと思います。また、役場では、災害期間中や災害後の対応に追われる日々が続き、平常業務ができなかったと思います。しかし、去年、令和4年は事前排水をはじめ排水対策が進み、町内4箇所の道路で二、三時間の通行止めにとどまり、その排水効果に驚いているところです。本町では、第3次白石町総合計画「人と大地がうるおい輝く豊穡のまち」を掲げています。その第1章の重点施策として大雨による浸水対策は本町の課題、2つ、スムーズな排水調整体系の確立を目標としています。その一環の施策として、令和4年4月から内水対策プロジェクトチームが設立され、目標達成に向かって、また近づいていると感じています。佐賀県は先月の5月29日に梅雨入りしました。また、6月に入ってから台風2号の影響で線状降水帯が発生し、愛知、静岡、和歌山県など全国各地で被害があっており、災害への備えは怠れません。

それでは、質問いたします。

令和5年度4月の人事発令において、内水対策プロジェクトチームが新しく編成されました。この新体制で大雨による被害がないよう努めていただくこととなりますが、今年度の方針について、本年4月からのこれまでの大雨排水事前対策はどうであったか、答弁をお願いします。

○百武和義副町長

まず、私のほうから本町の全体的な今年度の方針についてお答えをさせていただきたいと思います。

昨年度、内水対策プロジェクトチームが発足をいたしまして、本町における治水対策の協議検討をして、推進を行っております。この対策メニューの内容によっては、中・長期に及ぶ対策も多数ございます。このため、今年度主査以下の若い職員にもプロジェクトチームへの兼務辞令を発令し、業務に取り組んでもらうこととしております。

今年度からの対策といたしましては、流域治水対策ロードマップのメニューの中で

これまで進めてまいりました事前排水の徹底をはじめ、水路の浚渫、整備やゲート操作の省力化のための補助事業、また局所的な冠水被害対策として排水ポンプの整備や防災監視カメラの設置等も関係各課で予定され、既に当初予算に計上しているところでございます。この流域治水対策に関しましては、町独自の取り組みではどうしても限界がございます。また、昨年度作成いたしました流域治水対策ロードマップメニューには、国、県の理解と協力なくしては実現しないメニューも多々ございます。このため、昨年このロードマップ策定後から県関係課と白石町流域治水勉強会を開催するなど、関係機関と連携しながらの検討を行っております。そして、今年度からはさらに国土交通省武雄河川事務所、農林水産省北部九州土地改良調査管理事務所など国の関係機関もメンバーに加えた白石町流域治水対策実務者会議の設置を予定しております。本町における治水対策についての検討を行っていくよう計画をしております。

全国的に想定を上回るような災害が頻発している昨今でございます。治水対策については、極めて重要な施策として今後も取り組んでいく必要があります。流域治水推進事業による効果を踏まえながら国、県等の関係機関との連携をより一層強化し、今後も防災・減災対策への取り組みを強力に推進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○岸川信義議員

先ほど答弁にあった中で、私は2つのことに聞こえました。

1つは、人員刷新が行われたということ、それから流域治水対策を進めているということで、非常に人員の刷新で後継者づくりが見えてきたんですね。今年の4月の発表を見ますと、白石町は来年、再来年、当然ここの業務の中では退職される方がいるからこういうふうにしてるんだということが見えてきて非常に安心しています。ありがとうございます。

それでは、次の質問。

今年度の、これからの線状降水帯や大雨警報発令時の対応について、答弁をお願いします。

○中村政文総務課長

線状降水帯の発表や大雨警報時の対応ということでございます。

本町におきましては、災害発生のおそれがある場合、また災害が発生した場合などの対応マニュアルとしまして、白石町地域防災計画の中で町としての体制、対応を定めております。

まず、大雨が予想される場合の事前対策といたしましては、気象庁から発表されます早期注意情報など、防災気象情報を基に大雨が予想される2日または3日前から庁舎内の関係課で情報を共有しながら事前排水などの対策、検討を行っているところでございます。その後、重大な災害が起こるおそれがある場合には、気象台から大雨注意報や警報などが発表され、その中でも大雨警報や洪水警報、顕著な大雨に関する気象情報いわゆる線状降水帯などの防災気象情報が発表されますと直ちに庁舎内に災害対策連絡

室を設置し、情報収集や避難所の開設準備、水防体制の確認を行い、その後も状況の悪化が予想される場合には体制を強化しました災害対策本部に移行し、避難情報の発令を行うこととしております。

線状降水帯の発表につきましては、現在気象庁において線状降水帯というキーワードを使った顕著な大雨に関する気象情報等しまして運用が開始されております。

現在のところ九州北部という広域的なエリアの中で半日前からの予想となっておりますが、今後は市町村単位で事前に発表されるなど、予測精度の向上が進められているというところでございます。

毎年のように各地で集中豪雨や台風など、様々な自然災害が発生している状況です。本町におきましても、令和元年、3年と大雨による被害が発生をいたしております。大雨による被害を少しでも軽減するため、今後も気象庁が発表しますこれらの防災気象情報を基に、早め、早めに体制を構築をし、各課、各関係機関と連携をしながら避難情報の発令などの確な対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○岸川信義議員

最後に、キーワードとして総務課長から早め、早め、いわゆる早期、早期、とにかく災害に対しては早め、早めの対応が大事だと考えます。いわゆる準備から、それと事後ということも当然ありますけれども、この準備をするほど後の事後の仕事が少なくなってくるわけですよ。ですから、当然事後の仕事が多くなると経費もかかります。だから、早め、早めに対応していただきたい。特に今、白石町が進んでいるのが、去年から事前排水が進んでいるということは私も回って分かります。また、私の三夜待仲間も、職場の近くの水が引いてきたですよというて私にわざわざ電話してくるんですね。だから、非常にこの効果というのは大事です。ものすごく排水のアクセスのための努力はいろいろ大変だと思いますけども、そここのところをうまく調整してもらって、進めていってほしいと思います。

それでは、資料5を御覧ください。

この資料は、白石町のゆるキャラみのりちゃんです。白石町は、大雨でも浸水しない町を目指している啓発ポスターです。私もみのりちゃんと同じ気持ちです。大雨でも災害がなく、町が発展すること、また先ほど商品券のことを言いましたけども、町民はもとより町が豊かになることを願ひまして、私の一般質問を終わります。

○片渕栄二郎議長

これで岸川信義議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

明日も一般質問です。

本日はこれにて散会します。

13時38分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年6月6日

白石町議会議長 片 淵 栄二郎

署 名 議 員 吉 岡 英 允

署 名 議 員 草 場 祥 則

事 務 局 長 中 原 賢 一